

南房総市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市犯罪被害者等支援条例（令和8年南房総市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45条）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 傷害 犯罪行為により受けた負傷又は疾病のうち、医師の判断により当該負傷又は疾病の療養に1月以上を要し、かつ、医療機関への入院を3日以上要したものをいう。

(見舞金の支給及び転居費用の助成の対象となる犯罪行為)

第3条 条例第9条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給及び条例第10条の規定による転居費用の助成（以下「転居費用の助成」という。）の対象となる犯罪行為は、警察署長に被害届が提出されている等、当該行為による被害が警察への照会等により客観的に確認できるものとする。

(見舞金の種類及び支給対象者)

第4条 見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われたときに市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の第1順位遺族（次条第3項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者であって、当該犯罪行為が行われたときに市民であったもの

(遺族の範囲及び順位)

第5条 前条第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者で、犯罪行為が行われたとき

に市民であったものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡被害者の死亡の当時、死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

（見舞金の支給制限）

第6条 市長は、次に掲げるときは、見舞金の支給を行わないものとする。

- (1) 死亡被害者若しくは犯罪行為により傷害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）又は第1順位遺族（前条第3項の同順位の遺族が2人以上ある場合は、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）が、当該犯罪行為による被害につき他の市区町村から同種の支援を受けているとき。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）があつたとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合を除く。）で、見舞金の支給を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。ただし、犯罪被害者又は第1順位遺族が18歳未満の者を監護しているときは、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に、次のいずれかに該当する行為があつたとき。
 - ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
 - イ 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
 - エ 当該犯罪行為による被害を受ける原因となった不注意又は不適切な行為

- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が当該犯罪行為を容認していたとき。
- (5) 犯罪被害者又は第1順位遺族が当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。
- (6) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (7) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利用を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（見舞金の額）

第7条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷害見舞金 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

ア 入院3日以上かつ全治1月以上3月未満の傷害 5万円

イ 入院3日以上かつ全治3月以上の傷害 10万円

（見舞金の支給に関する特例）

第8条 傷害見舞金の支給を受けた者が、当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡したときは、遺族見舞金の額から当該傷害見舞金の額を控除して得た額を当該者に係る遺族見舞金の額とする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上が経過して死亡したときは、遺族見舞金は、支給しない。

（見舞金の支給の申請）

第9条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下「見舞金申請者」という。）は、次

の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。ただし、見舞金申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、見舞金申請者の代理人が申請をすることができる。

(1) 遺族見舞金 遺族見舞金支給申請書兼請求書（別記第 1 号様式）及び犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第 2 号様式）並びに次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡の事実及び年月日を証する書類

イ 見舞金申請者（代理人の場合は、当該代理人）の本人確認書類の写し

ウ 死亡被害者及び見舞金申請者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証する書類

エ 見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書

オ 見舞金申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 見舞金申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第 1 順位遺族であることを証明することができる書類

キ 第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、遺族見舞金受給代表者指定届出書（別記第 3 号様式）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金 傷害見舞金支給申請書兼請求書（別記第 4 号様式）及び犯罪被害申告書（傷害見舞金）（別記第 5 号様式）並びに次に掲げる書類

ア 犯罪行為により傷害を受けた者の傷害の状態及び加療を要する日数を証する書類

イ 見舞金申請者（代理人の場合は、当該代理人）の本人確認書類の写し

ウ 見舞金申請者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証する書類

エ その他市長が認める書類

（見舞金の支給の申請期限）

第 10 条 前条の規定による見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該死亡若しくは傷害が発生した日から 7 年を経過したときは、することができない。ただし、当該期間内に申請をしなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(見舞金の支給の決定)

第11条 市長は、第9条の規定による見舞金の支給の申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、見舞金支給決定（却下）通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定をしたときは、速やかに申請者に見舞金を支給するものとする。

(転居費用の助成)

第12条 転居費用の助成の対象となる費用は、次に掲げる費用（見舞金の支給の原因となった犯罪行為による被害が発生した日以降の最初の転居に要した費用に限る。）とする。

- (1) 転居に伴う運送費用及び荷造り等のサービス費用（引越業者又は運送業者へ支払ったものに限る。）
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料及び保証料
- (3) その他市長が必要と認める費用

2 転居費用の助成の額は、前項に規定する費用の総額とし、5万円を限度とする。

(転居費用の助成の申請)

第13条 転居費用の助成の申請をしようとする者（以下「転居費助成申請者」という。）は、転居費用助成申請書兼請求書（別記第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、転居費助成申請者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合は、転居費助成申請者の代理人が申請をすることができる。

- (1) 転居費用を支払ったことを証明する書類
- (2) 転居費助成申請者（代理人の場合は、当該代理人）の本人確認書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(転居費用の助成の申請期限)

第14条 前条の規定による転居費用の助成の申請は、見舞金の支給の原因となった犯罪行為による被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。ただし、当該期間内に申請をしなかったことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(転居費用の助成の決定)

第15条 市長は、第13条の規定による転居費用の助成の申請があったときは、その内容を審査し、転居費用の助成の可否を決定し、転居費用助成決定（却下）通知書（別記第8号様式）により、当該転居費助成申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により転居費用の助成の決定をしたときは、速やかに転居費助成申請者に助成金を支給するものとする。

（見舞金支給決定等の取消し）

第16条 市長は、見舞金の支給決定を受けた者又は転居費用の助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（1）第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（2）偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は転居費用の助成決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定又は転居費用の助成決定を取り消したときは、見舞金等支給決定取消通知書（別記第9号様式）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（見舞金等の返還）

第17条 市長は、前条の規定により見舞金の支給決定又は転居費用の助成決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給され、又は転居費用が助成されているときは、当該見舞金等を返還させるものとする。

（照会）

第18条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第9条関係）

遺族見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

南房総市長 宛

住所

申請者

氏名

㊞

電話番号

遺族見舞金の支給を受けたいので、南房総市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。支給決定後は、当該支給決定に係る額の遺族見舞金の支払いを請求します。

なお、他の市区町村から同種の給付金の支給は受けていません。

また、見舞金の支給に必要な警察その他の関係機関等が保有する犯罪行為による被害に関する事項について、南房総市が照会し、提供を受けることへ同意します。

記

1 犯罪被害者の状況 別添の「犯罪被害申告書」のとおり

2 被害者（死亡者）との続柄

☐配偶者 ☐子 ☐養父母 ☐実父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹

☐その他（ ）

3 被害者の傷害見舞金受給の有無

☐有り（ 年 月 日） ・ ☐無

4 支給申請・請求額 _____円

5 振込先

金融機関名		支 店 名	
ふりがな			
口座名義人			

預金種別	普通・当座	口座番号	
------	-------	------	--

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請を行う理由			
代理人の氏名		本人との続柄等	
代理人の住所			
代理人の電話番号			

添付書類

1 申請に必要な提出書類

- ☐ 犯罪被害申告書（遺族見舞金）（別記第2号様式）
- ☐ 死亡被害者の死亡の事実及び年月日を証する書類（死亡診断書、死体検案書等の写し）
- ☐ 見舞金申請者（代理人の場合は、当該代理人）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
- ☐ 死亡被害者及び見舞金申請者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証する書類
- ☐ 見舞金申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書
- ☐ 見舞金申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

2 見舞金申請者が死亡被害者の配偶者以外の者である場合は、上記1の書類に加えて以下の書類

- ☐ 第1順位遺族であることを証明することができる書類

3 第1順位遺族が2人以上ある場合は、上記1及び2の書類に加えて以下の書類

- ☐ 遺族見舞金受給代表者指定届出書（別記第3号様式）

4 代理人が申請を行う場合は、上記1の書類に加えて以下の書類

- ☐ 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

5 その他

- ☐ その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第9条関係）

犯罪被害申告書（遺族見舞金）

被害者 (死亡者)	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	住所		
被害の発生日時		年	月 日
被害発生場所			
見舞金申請者が被害を知った日		年	月 日
犯罪行為の発生状況			
加害者と被害者の関係			
事件捜査担当警察署及び被害届受理番号等	警察署名		
	受理日	年	月 日
	受理番号		

第3号様式（第9条関係）

遺族見舞金受給代表者指定届出書

年 月 日

南房総市長 宛

住所
代表者 氏名
電話番号
被害者との続柄

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを届け出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

区分		氏名	被害者との続柄	住所	電話番号
第1順位の遺族	受給代表者以外の者				

第4号様式（第9条関係）

傷害見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

南房総市長 宛

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

傷害見舞金の支給を受けたいので、南房総市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。支給決定後は、当該支給決定に係る額の傷害見舞金の支払いを請求します。

なお、他の市区町村から同種の給付金の支給は受けていません。

また、見舞金の支給に必要な警察その他の関係機関等が保有する犯罪行為による被害に関する事項について、南房総市が照会し、提供を受けることへ同意します。

記

- 1 犯罪被害者の状況 別添の「犯罪被害申告書」のとおり
- 2 支給申請・請求額 _____ 円
- 3 振込先

金融機関名		支 店 名	
ふりがな			
口座名義人			
預金種別	普通・当座	口座番号	

- 4 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請を行う理由			
代理人の氏名		本人との続柄等	
代理人の住所			
代理人の電話番号			

添付書類

1 申請に必要な提出書類

- ☐ 犯罪被害申告書（傷害見舞金）（別記第5号様式）
- ☐ 犯罪行為により傷害を受けた者の傷害の状態及び加療を要する日数を証する書類（医師の診断書等）
- ☐ 見舞金申請者（代理人の場合は、当該代理人）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
- ☐ 見舞金申請者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証する書類

2 代理人が申請を行う場合は、上記1の書類に加えて以下の書類

- ☐ 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

3 その他

- ☐ その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第9条関係）

犯罪被害申告書（傷害見舞金）

被害者	ふ り が な		
	氏 名		
	生 年 月 日	年	月 日
	住 所		
被 害 の 発 生 日 時		年	月 日
被 害 発 生 場 所			
犯 罪 行 為 の 発 生 状 況			
加害者と被害者の関係			
事件捜査担当警察署及び 被害届受理番号等	警 察 署 名		
	受 理 日	年	月 日
	受 理 番 号		

第6号様式（第11条関係）

見舞金支給決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長



年 月 日付けで申請のあった遺族見舞金・傷害見舞金については、下記のとおり支給決定（却下）したので、南房総市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第1項の規定により通知します。

記

1 支給決定

- (1) 見舞金の種類 遺族見舞金・傷害見舞金
(2) 見舞金の額 _____ 円

2 却下

却下の理由

教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南房総市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南房総市を被告として（訴訟において南房総市を代表する者は南房総市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

転居費用助成申請書兼請求書

年 月 日

南房総市長 宛

住所
申請者 氏名 ⑩
電話番号

転居費用の助成を受けたいので、南房総市犯罪被害者等支援条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、助成金の支給に必要な警察その他の関係機関等が保有する犯罪行為による被害に関する事項について、南房総市が照会し、提供を受けることへ同意します。

記

- 1 被害者との続柄
☐本人 ☐配偶者 ☐子 ☐養父母 ☐実父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹
☐その他（ ）
- 2 助成申請・請求額 _____ 円（上限 5 0, 0 0 0 円）
- 3 転居費用の助成に係る見舞金の種類 ☐遺族見舞金 ☐傷害見舞金
- 4 転居理由・転居先住所等

被害が発生した日	
転 居 理 由	☐ 自宅又は自宅付近が犯罪行為の行われた場所であるため ☐ その他（ ）
転 居 前 住 所	
転 居 先 住 所	

- 5 振込先

金融機関名		支 店 名	
ふ り が な			
口座名義人			
預 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号	

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請を行う理由			
代 理 人 の 氏 名		本人との続柄等	
代 理 人 の 住 所			
代理人の電話番号			

添付書類

1 申請に必要な提出書類

- ☐ 転居費用を支払ったことを証明する書類（領収書）
- ☐ 転居費助成申請者（代理人の場合は、当該代理人）の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し

2 代理人が申請を行う場合は、上記1の書類に加えて以下の書類

- ☐ 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

3 その他

- ☐ その他市長が必要と認める書類

第8号様式（第15条関係）

転居費用助成決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長



年 月 日付けで申請のあった転居費用の助成については、下記のとおり決定（却下）したので、南房総市犯罪被害者等支援条例施行規則第15条第1項の規定により通知します。

記

1 助成決定

助成額 _____ 円

2 却下

却下の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南房総市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南房総市を被告として（訴訟において南房総市を代表する者は南房総市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第16条関係）

見舞金等支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

南房総市長



年 月 日付け 第 号で支給・助成決定をした見舞金・転居費用助成金については、南房総市犯罪被害者等支援条例施行規則第16条第1項の規定により下記のとおりその決定を取り消すこととしましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消対象者氏名
- 2 取り消すこととした見舞金等の種類
- 3 取消対象支給金額 _____ 円
- 4 取消しの理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南房総市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、南房総市を被告として（訴訟において南房総市を代表する者は南房総市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。